

社会保障審議会 介護保険部会（第115回）	資料 3
令和6年12月9日	

介護DXの先行実証について（報告）

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

第2回医療DX推進本部
(令和5年6月2日)資料3

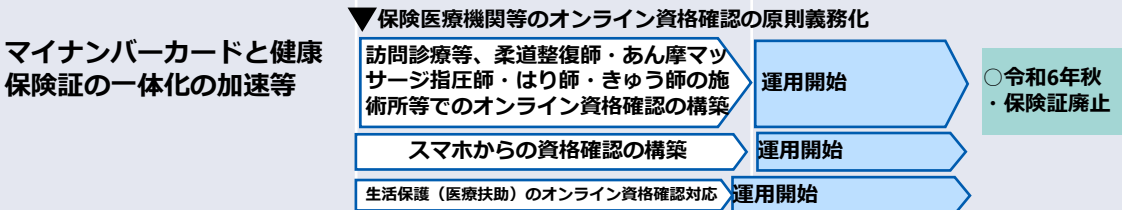
社会保障審議会
介護保険部会(第113回)

資料1

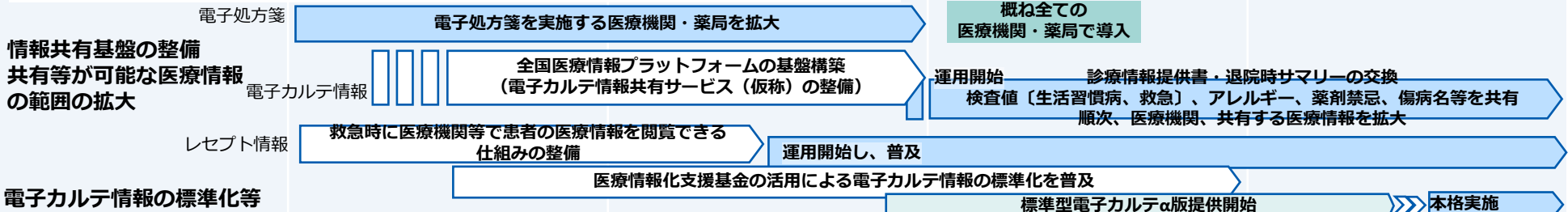
令和6年7月8日

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度～ (令和8年度～)
--	-------------------	-------------------	-------------------	---------------------

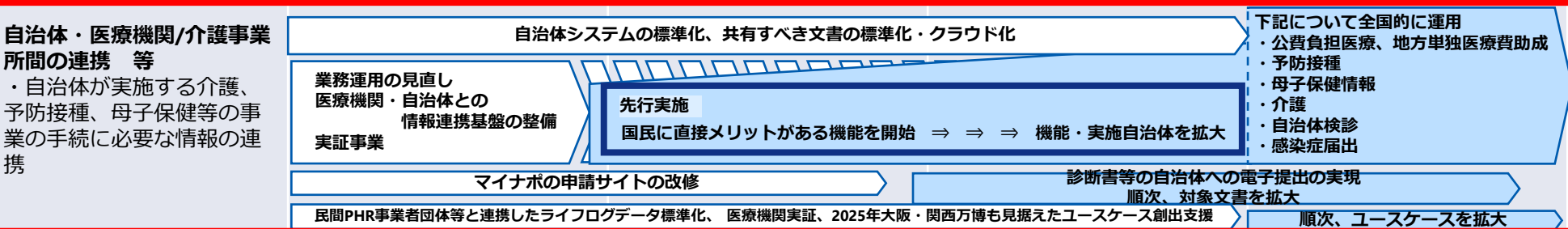
マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等



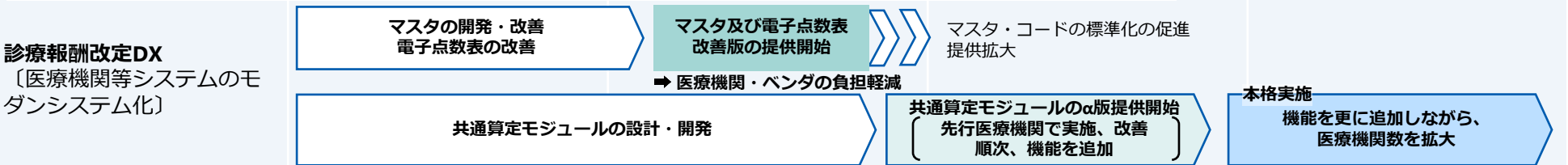
医療機関・薬局間での共有・マイナポでの閲覧が可能な医療情報を拡大



医療機関・薬局間だけでなく、自治体、介護事業所と情報を共有、マイナポで閲覧に加え、申請情報の入力



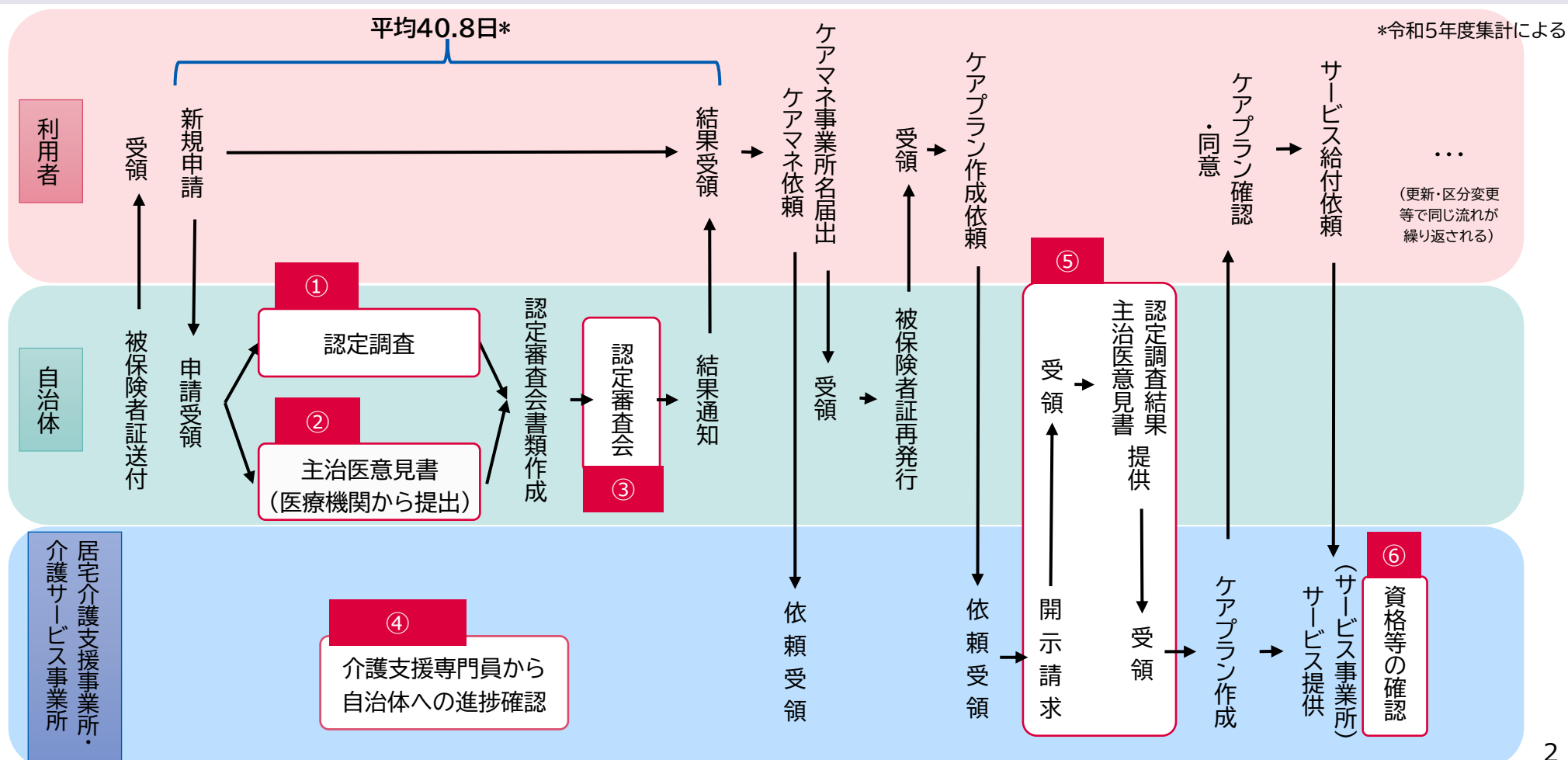
医療機関等のシステムについて、診療報酬の共通算定モジュールを通し、抜本的にモダンシステム化



全国医療情報プラットフォームの構築

介護DXの先行実証について

- 令和6年度の先行実証として、要介護認定事務の電子化（大分市：②⑤、別府市：②）や、介護事業所における電子による資格等の確認（大分市、都城市：⑥）について実証を実施。（令和7年1月中旬から開始予定。）
- 先行実証で明らかになった課題を踏まえながら、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始（※）に向けて検討を進める。
 ※ 介護情報基盤の整備等により、①～⑥が電子化される。



要介護認定事務及び資格等確認の電子化における先行実証の概要

- 介護情報基盤の整備等により電子化される要介護認定事務及び資格等確認の全体イメージは以下のとおり。**市町村・居宅介護支援事業所の大幅な事務負担軽減や、要介護認定に要する期間の短縮、サービス提供時の利便性の向上**が期待される。（以下赤枠部分を先行実証で実施。）

	事務手続	現状・課題及び電子化の概要	先行実証実施の有無
①	認定調査	認定調査の情報が電子的に共有できないため、審査会書類の準備や開示請求事務対応に時間を要している。 ⇒認定調査の内容について、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる。	—
②	主治医意見書の提出	医療機関の主治医は、市町村に対し、主治医意見書を郵送する場合、 <u>3～4日</u> を要している。 ⇒医療機関から市町村に対し、介護情報基盤経由での電子的提出が可能となる。	○：大分市 別府市
③	認定審査会の開催	市町村の介護保険担当部署は、認定審査会の委員（5名程度）に対し、審査会書類を郵送する場合は、 <u>大量の資料の印刷等にかかる負担が発生するとともに、郵送に3～4日</u> を要している。 ⇒認定審査会資料について、審査会委員に対し、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる（※）。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて検討中。	—
④	認定事務の進捗確認	ケアマネジャーは、担当する利用者の認定事務の進捗を電話等で市町村の介護保険担当部署に確認している。自治体によっては、月で数百件の電話対応が発生し、電話対応だけ委託しているケースもある。 ⇒認定事務の進捗状況や結果について、介護情報基盤経由で随時確認可能となる（※）。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて準備中。	—
⑤	認定情報の開示請求	ケアマネジャーは、ケアプラン作成に当たり、認定情報を参考とするため、市町村へ開示請求の上、市町村からの郵送又は市町村窓口での受け取りにより入手している。 <u>郵送する場合は、3～4日</u> を要している。 <u>市町村窓口では、数時間待たされることもある。</u> ⇒ケアプラン作成に当たり必要な情報について、介護情報基盤経由で随時確認可能となり、開示請求事務対応が不要となる。	○：大分市 （別府市は独自の取組で実施済み）
⑥	資格等の確認	介護保険法令上、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に被保険者証や負担割合証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。 ⇒サービス利用時における複数の証の提示が簡素化される。	○：大分市 都城市